

監査結果に関する措置状況報告書

令和2年度包括外部監査（市政改革プラン2.0の検証について）

所 管 所 属：中央卸売市場

通知を受けた日：令和3年10月21日

監査結果 No.	頁数	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
意見54	174	<p>状況の変化に応じた改革内容の精査を行われたい。</p> <p>本場・東部市場については、指定管理者制度の導入の検討を続けているが、卸売市場法の改正など、法制度の抜本的な変更に合わせて、指定管理者制度の導入が最適の経営手法であるのか、法改正によって可能となった民営化等の選択肢も含めて再検討が必要と考えられる。当初掲げた目標が実現困難であることが判明したのであれば、かかる状況を情報として開示した上で経営改善等を目標として設定しなおすなど「目標の達成」にこだわらず「目標の見直し」にも取り組むべきである。</p>	<p>中央卸売市場は生鮮食料品を市民に安定的に供給するという社会的役割・機能を持続的に果たす必要があり、引き続き市場の経営基盤強化や市場機能の充実・強化を図ることが重要であると考えている。市政改革プラン3.0に関しては、民間事業者においても中央卸売市場の開設が可能となったことを勘案し、開設者（大阪市）と関係業界が市場取引の活性化に向けた検討・協議を進める中で、民間活力を最大限活用しながら最適な市場運営のあり方を検討することとしており、改正法の施行状況を踏まえて検討していく。</p>	見解	—
意見55	175	<p>事業費削減を企図したデザイン・ビルド方式による入札が不調となったことによる影響を精査されたい。</p> <p>南港市場の施設整備については、平成30年度の目標はデザイン・ビルド方式による発注実施であったところ、同方式による入札は不調となったものの、分離発注方式により実施設計の委託業者を決定したことをもって「達成」としている。しかし、少なくともデザイン・ビルド方式の採用により企図していた事業費の削減が実現できていなければ目標の達成とはいえないのではないかと。目標設定が未達成であっても、当初の課題解決や予定していた効果が得られているのであれば、その旨を明確に説明することが必要であって、その過程を省略して「達成」との実績を掲げることは市民の誤解を招きかねないものであり、慎重な判断が望まれる。</p>	<p>平成30年度の目標は、「効率的な運営手法の確立（「南港市場将来戦略プラン」に基づく施設整備をはじめとする市場機能の向上も含む）、30年度に設備運転維持管理（3年間）を含めたデザイン・ビルド方式（実施設計・工事施工の一括実施）による発注を実施」としていた。入札不調にはなったものの、発注に向け再入札を実施し、その後実施設計の委託業者が決定したこと、デザイン・ビルド方式で想定していた事業費の削減については、施工・維持管理業務の入札にて総合評価落札方式を採用し、事業者にコスト縮減の工夫を求めたことにより、当初想定していた効果に近づけたものと判断し、「達成」の評価を行ったものである。一方、「市民の誤解を招きかねないものであり、慎重な判断が望まれる」とのご意見については、丁寧な説明により、市民の誤解を招かないよう努めていく。</p>	見解	—